会 議 録

会議の名称	令和5年度 第2回 伊丹市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和5年12月25日(月) 13:30~15:30
開催場所	伊丹市役所 1 階 1 0 1 (月白)会議室
出席者	白井委員、金川委員、藤本委員、池信委員、吉村委員、乾委員、梁川委員、千葉 委員、上村委員、明石委員、和泉委員、細川委員、齊藤委員 (以上 13名)(順不同)
欠 席 者	飯塚委員
事 務 局	松尾健康福祉部長、岡本保健医療推進室長、池田国保年金課長、他
会議の成立	委員総数14名のうち13名出席 <過半数出席のため成立>
署名委員	千葉委員、齊藤委員
傍 聴 者	0名
次第	 開会 会議録署名委員の指名 報告 議題 令和6年度国保制度改正と事業費納付金(仮算定)について 令和6年度国保財政収支の推計について 令和6年度の保険税率について 話連絡 閉会

議事要旨

会長

事務局より議題①令和6年度国保制度改正と事業費納付金(仮算定)について、説明をお願いします。

事務局

令和6年度国保制度改正と事業費納付金(仮算定)につきましてご説明いたします。現時点では未確定ですが、税制改正大綱が示され、賦課限度額、軽減判定額につきまして、令和6年度に制度改正されることになっております。まず国民健康保険税の賦課限度額ですが、令和6年度は2万円引き上げられ106万円になります。改正の理由ですが、高齢化等により医療給付費等が増加する中で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引き上げにより必要な保険料収入を確保した場合、中間所得層の負担が重くなるため、賦課限度額の引き上げを実施するものです。本市への影響ですが、給与所得者で賦課限度額に達する所得額が令和5年度の835万円から令和6年度は915万円となります。賦課限度額に達する被保険者数の見込が、令和5年度の266人から令和6年度は227人となります。影響額はプラス493万円程度を想定しています。

国民健康保険料(税)の軽減判定所得基準額の引き上げについてでございます。国保財政への影響は、公費負担となるため影響はありませんが、来年度課税の変更点ということで、お示ししております。国は、物価上昇の影響により軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう措置を講じております。改正前と改正後では、被保険者数に乗じる額を5割軽減は0.5万円引き上げ29.5万円に、2割軽減は1万円引き上げ54.5万円になる予定です。

事業費納付金の仕組みについて説明します。県全体の保険税収納必要総額は、県が財政運営をする必要総額から公費を差し引いたものとなり、それが各市町の納付金額となります。その納付金額が約1,260億円となっておりまして、その総額を、県内41市町の所得水準、被保険者数等により按分して各市町の納付金が算定されます。今回、県より仮算定数値の通知があり、その結果、令和6年度伊丹市の①納付金額は約52億円となりました。伊丹市は納付金額である約52億円を県に納付しなければなりませんが、そのうち保険税で賄わないといけない額は、本市独自の国保事業運営に必要な経費②を加算し、納付金額を軽減する本市に直接入る公費等③を減算して求めます。具体的には、②は、保健事業、特定健診・保健指導等に係る経費等で、納付金額約52億円に約2億円を追加する一方、③は、国や県からの特別調整交付金や一般会計からの繰入金で約20億円と見込んでおり、それらを差し引いたものが、④保険税で賄うべき額となり、約34億円を想定しております。

去る11月末日に県から令和6年度の本市国保事業費納付金の仮算定結果 等の通知がありました。令和6年度の本市国保事業費納付金の仮算定結果は、 医療分が約35.7億円、後期支援金分が約11.7億円、介護分が約4.3億円の 合計約51.7億円となりました。R5納付金(本算定)と比較いたしますと、 納付金額全体では、約415万円増額いたしました。この要因は、被保険者数 は毎年減少していますが、事業費納付金の1人当たり金額が増加したことに より、増額となっています。令和6年度の仮算定結果から求めた1人当たり 金額は 160,271 円となり、前年度の本市推計値と比較すると、約 5.5%増加 しております。現在本市においては、基金を繰り入れ、保険税が抑えられて おりますが、基金を反映しない、本来設定すべき料率を示したものが標準保 険料率になります。R6年度の標準保険料率と現行保険税率の差が、所得割 0.72%、均等割 11,659 円、平等割がマイナス 2,616 円となり、現行保険税率 における均等割が低いことが分かります。R6年度の標準保険料率とR5年 度の標準保険料率の差につきましては、所得割 0.63%、均等割 1,814 円、平 等割が1,804円となり、1人当たり金額の増加により、それぞれ数値が増加 していることが分かります。

事業費納付金の仮算定数値と本算定数値の乖離についてですが、近年は乖離が少なくなっており、直近のR4年度では、865千円、0.02%の乖離、R5年度はマイナス25,225千円となっています。仮に、最も乖離があった制度開始初年度のH30年度と同じ乖離率1.97%が発生した場合、101,790千円の乖離となることが想定されます。

会長

令和6年度国保制度改正と事業費納付金(仮算定)について、何かご質問等はございますか?

(質問等なし)

会長

事務局より議題②令和6年度国保財政収支の推計について、説明をお願いします。

事務局

令和6年度国保財政収支の推計につきましてご説明いたします。令和3年度の形式収支は約4億1,600万円の黒字となっておりますが、前年度の繰越金と基金の影響を除いた実質単年度収支額は約9,000万円の赤字となり、基金残高は約16億8千万円となりました。令和4年度の形式収支は、約3億1,000万円の黒字となりますが、実質単年度収支額は約6,000万円の赤字となります。一方、基金残高は前年比約5,100万円増、約17億4千万円とな

っています。令和5年度の形式収支は収支均衡としておりますが、実質単年度収支額は約2億2,000万円の赤字となります。一方、基金残高は前年比約9,000万円増の約18億3,000万円となっています。今回ご審議していただく令和6年度の形式収支は、約4億1,000万円の基金を繰り入れ、収支均衡としており、実質単年度収支は基金繰入額と同額となり、基金残高は約14億1千万円となります。基金からの繰り入れにより、令和8年度までは税率改定を行うことなく国保会計の収支補填は可能となる見通しとなりますが、9年度以降、基金は枯渇し、形式収支につきまして赤字が続くことになります。なお、第1回の運営協議会においては、R10年度に基金が枯渇すると説明しましたが、R6年度の納付金(仮算定)が予想を超える伸びとなったため、R9年度の基金枯渇に変わっています。

令和6年度の収支に影響を与える大きな要因について、国保財政において、 その年度の収支に大きく影響を及ぼすものとして、保険税収と事業費納付金 が挙げられます。一方、医療給付費と、これに対して県より収入する普通交 付金の金額は大きいものの、支出と収入がほぼ同額となるため、その年度の 収支にほとんど影響しません。事業費納付金は県より前年度中に金額が通知 される一方、保険税収については複数の要素より変動幅を想定しておく必要 があります。

令和6年度の実質単年度収支は、マイナス **724**,341 千円からマイナス **35**,272 千円の間に収まることが想定されます。

会長

令和6年度国保財政収支の推計について、何かご質問等はございますか?

(質問等なし)

会長

事務局より議題③令和6年度の保険税率について、説明をお願いします。

事務局

令和6年度の保険税率について、説明します。始めに、第1回協議会におきまして確認しました方向性について再度確認させていただきます。①本市の特徴に照らし、令和9年度ではなく、令和12年度までの適切な時期に標準保険料率への移行を完了させることを基本とすること。②それまでの期間に、基金を最大限活用しながらも、被保険者の負担が急激に増加しないよう、適切な期間をかけて激変緩和を図りながら、徐々に 標準保険料率まで改定すること。③ただし、収支見込を注視し、収支不足が発生する恐れがあるときは、前倒しで税率改定を実施する。この3点につきまして、皆様のご同意をいただきましたところでございます。R6年度の想定実質単年度収支は、

推計値としましてマイナス 413,214 千円と考えていますが、考え得る限りの数値幅が、マイナス 724,341 千円からマイナス 35,272 千円に収まることが考えられます。想定年度末基金残高は、推計値としまして 1,411,801 千円となっておりますが、考え得る限りの数値幅が 1,100,674 千円から 1,789,743 千円となることを想定しております。このようなことから、仮に最少の場合となっても、基金を活用することで財政運営を行うことが可能であることから、方向性③の収支不足が発生する恐れがあるときには該当しません。従いまして、方向性①および②に基づき、令和6年度の保険税率を改定すべきかどうかを検討いたします。

令和6年度に保険税率の改定をすることのメリットとデメリットにつきま してご説明いたします。令和6年度に改定する場合ですが、メリットとして は、激変緩和の期間をより長くとることができること、デメリットとしては、 基金が多く残されている中、被保険者の理解が得られるか懸念があることが あげられます。令和6年度の改定を見送る場合ですが、メリットとしては、 基金をより多く活用することができること、デメリットとしては、激変緩和 の期間を少しでも長くとるべき、という意見に対し説明が必要であることが 考えられます。ここでポイントとなる激変緩和期間につきまして、県の事例 を一つ参考として紹介させていただきます。兵庫県では、標準保険料率の統 一を図るに際し、激変緩和期間は5年とし、個別公費、個別経費の相互扶助 化をR5年度からR9年度までの5年間で徐々に行うこととしています。激 変緩和期間を何年とるべきかについては状況によって異なり、あくまで本市 の実状に基づき判断すべきものですが、一つの事例として県の考え方を参考 にする場合、5年程度の激変緩和期間ということになります。なお、仮に5 年間で激変緩和を行うとすると、令和8年度から保険税率の改定を行う想定 となりますが、5年間の激変緩和を提案するものではないことを申し添えさ せていただきます。続いて、現在の社会経済情勢についてでございます。現 下の食材料費をはじめとする物価高騰や 30 年ぶりの高水準となる賃上げな どの社会経済情勢は、国民生活や事業活動などに大きな影響を及ぼすととも に、今後の保険医療財政にも大きく関わってくる可能性があります。原則と して、国保運営に必要な額は保険税収で賄うべきですが、現在特異な社会経 済情勢であるため、言及させていただきました。

統一化に向けた県の方針につきましてご説明いたします。兵庫県より統一 化に向けたロードマップが策定され、これにより大枠の方針は決定している ところでありますが、個別論点については、現在、県主導で議論が行われて いるところであります。また、令和12年度の標準保険料率を本市独自で見 込んでいますが、市単独では持っている情報やノウハウにも限界があり、県 より見込が示されることを要望しているところであります。以上の理由により、これら県の動きをもうしばらく注視してから、具体的な税率改定を検討することも一つの考え方となります。最後に事務局からの提案ですが、令和6年度の保険税率については、激変緩和を行う期間がまだしばらく残されていると考え、また、今後の不透明な社会経済情勢を鑑み、現行税率を据え置くこととしてはどうか。また、基金の活用と激変緩和のバランスのなかで、いつから保険税率の改定を行うべきかについては、今後の収支見通しや県の方針等を注視しながら、来年度以降の運営協議会において継続してご審議いただくものとしてはどうか。以上をご提案させていただきます。

会長

改めて事務局の説明をまとめますと、R6年度に限ってみれば、収支が最も悪くなる想定でも基金は約 11 億円残るということで収支不足に陥ることはありません。激変緩和を図る期間はまだしばらく残されていると考え、また、高水準の賃上げなど明るい材料もあるわけですが、これが継続するか不透明である社会経済情勢等も鑑み、R6年度の税率は現行税率を据え置くこととしてはどうか、また、基金の活用と激変緩和のバランスをどうとるかについては、来年度以降、継続して審議することとしてはどうか、と提案するものでした。基金については統一後は保険税の軽減には使えないということもあります。

それでは、委員の皆様全員から、R6年度の保険税率について、改定すべきか、それとも現行税率を据え置くべきか、ご意見をいただきます。

委員

私は事務局の提案に特に異議はなく、できるだけ基金を活用していきたい という立場で、据え置きとさせていただきたいと思います。

委員

私も同じで、事務局からの提案通り、現行税率を据え置くのが良いと考えています。

委員

私も、現行税率を据え置くという事務局の提案で問題ないと思います。

委員

事務局からの提案で、現行税率を据え置くということで良いと思います。

委員

基本的にはご提案の通り据え置きということで異議ございません。一つ質問ですが、収支のシミュレーションの中で、一般会計繰入とありますが、これは公費ということでよろしいんでしょうか?

事務局 一般会計繰入については、国からの公費が入るものであったり福祉医療の 波及分についての繰り入れ等があります。

委員 これはできるだけないほうがいいということでしょうか?

事務局 これは法定で決まっているものが大部分ですので、繰り入れが大きいといけないというものではございません。

委員 被用者保険が負担する前期高齢者の支援金が、7、8年前より大幅に増加しています。この辺を緩和するために基金を使用してはどうかという力学が働いているのかどうか、一般会計繰入が減少していく見込となっていることに影響しているのかどうか、考え方をお聞かせください。

事務局 一般会計繰入は、団塊の世代の後期高齢への移行等によって減少すると見込んでいます。前期高齢者の交付金も減少する方向にありますが、一方で後期高齢者への交付金が今後は増えていく可能性がございます。保険者としてより一層健康づくりに取り組んで全体の医療費を下げていくことが重要だと考えています。

委員 現行税率の据え置きで良いと思います。

委員 激変緩和を行う期間があるので、もう少し期間がたってから結果をみて判断すれば良いと思います。

会長 据え置きということですね。

委員はい。

委員 事務局からのご提案と全く同意見です。

委員 据え置きということで異存ありません。

季員 事務局からの提案は非常に妥当だと考えます。ですので、現行税率を据え 置くということで結構かと思います。

委員 激変緩和の期間についてはまだこれから検討で、猶予があるということで

すので、事務局ご提案の通り、現行税率を据え置くことでよろしいかと思います。

私も事務局の提案でいいと思います。これから先、いつまたコロナのようなことが発生するかわからないですが、今の時点では妥当な判断だと思います。

会長 それでは、令和6年度の保険税率について、現行税率を据え置くことが妥当であると判断することについて、ご異議ございませんか。

異議なし

会長 それでは、令和6年度の保険税率については、現行税率を据え置くことにしたいと思います。